

令和4年8月9日

医薬品・医療用材料

取引業者、メーカー責任者 各位

岐阜県立多治見病院長

### 病院内での営業活動に係る遵守事項について

各メーカーの医療情報担当者（以下「MR等」という。）等の営業活動におきましては、当院が定めた活動時間及び面会・待機場所に関する取り決めに従っていただくこととしております。

各社におかれましては、下記についてご理解をいただくとともに関係スタッフに周知徹底していただきますようお願いいたします。

これらについて遵守されない場合は、病院内への立ち入り禁止等の措置を執ることがありますので、ご承知ください。

### 記

#### 営業活動時間

外来診療日の 15時～18時（3時間）

※納品・修理等病院からの依頼時は除く。

#### 来院時について

名札の着用・提示、身分証明書の携帯、事務局入り口(中央診療棟3階)の来院受付簿の記入(コロナ禍においては:不織布マスクの着用・体温測定)を遵守のこと。

#### 面会について

- (1) 当院職員からの求めに応じる場合を除き、アポイントが無く、病院内で待機し面会を求める行為を原則として禁止する。ただし、アポイントが無い場合であっても当院の運営上必要な時は、平日の日勤帯に事務局用度担当に面会の可否を申し出ることができる。
- (2) MR等から医師に面会を求める時は、原則として「MONITARO」を利用することとする。
- (3) MR等が新たに病院へ出入りしようとする時は、事前に「MONITARO」に登録すること。
- (4) 医師等への講演会案内資料、営業的資料の配布については、連絡ボックスあるいはメール等の手段を用いること。※連絡ボックス：事務局（中央診療棟3階）入口に設置。

※「MONITARO」（令和3年8月24日より導入）については病院ホームページ「導入のご案内」を参照

<https://www.tajimi-hospital.jp/wp-content/uploads/2022/08/4e630620c5a2f08c9f70711e367f2a6f.pdf>

